

収 受	
令和	-3.6.3
環境第 環境第	470-2 号 号
吹田市	

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2021年 6月 3日

吹田市長 様

提出者

住所 吹田市東御旅町11-46

氏名 日本製紙パピリア株式会社 吹田工場
工場長 丸谷 修平

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6381-2255

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製紙パピリア株式会社吹田工場
事業場の所在地	吹田市東御旅町11-46
計画期間	2021年4月1日～2022年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

		【目標】	別紙1, 2のとおり	
②計画	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	パルプ・紙・紙加工製造業
②事業の規模	
③従業員数	115名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3・4参照

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等、別紙を参照)

別紙5参照

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・環境管理委員会で各部署の発生廃棄物削減を目標にしている ・歩留り向上による汚泥量の削減
②計画	(今後実施する予定の取組) ・各部署の発生廃棄物削減目標 ・歩留り向上による汚泥量の削減

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各種廃プラスチックはそれぞれに分別、保管している 廃棄物分別の徹底を環境管理委員会で周知
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き廃棄物分別の指導を続ける

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・有機性汚泥の水分率を下げる
②計画	(今後実施する予定の取組) ・脱水処理工程の整備、脱水機の更新を計画

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

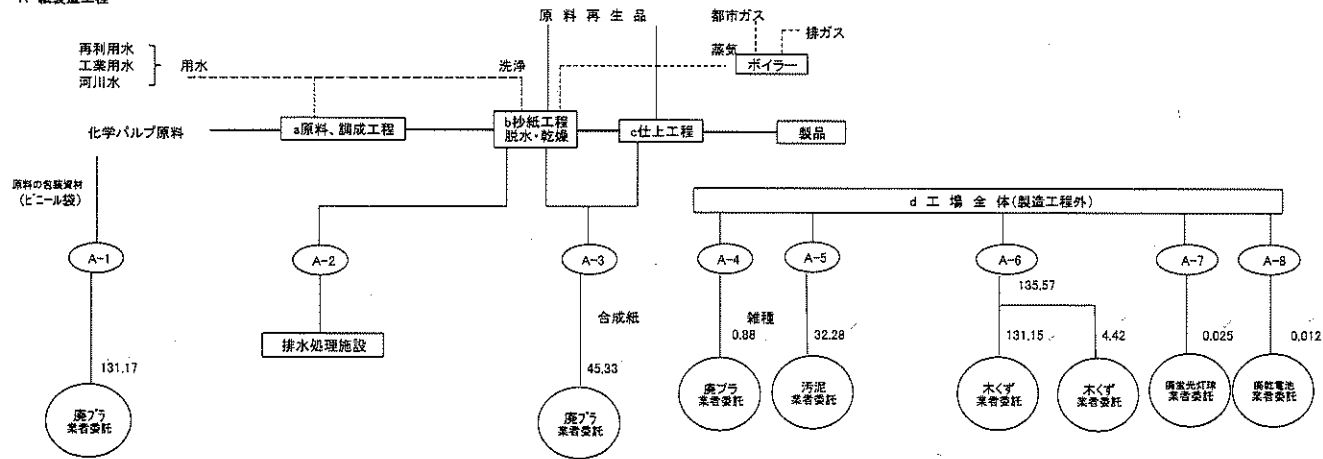
①現状	(これまでに実施した取組) ・該当なし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・該当なし

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

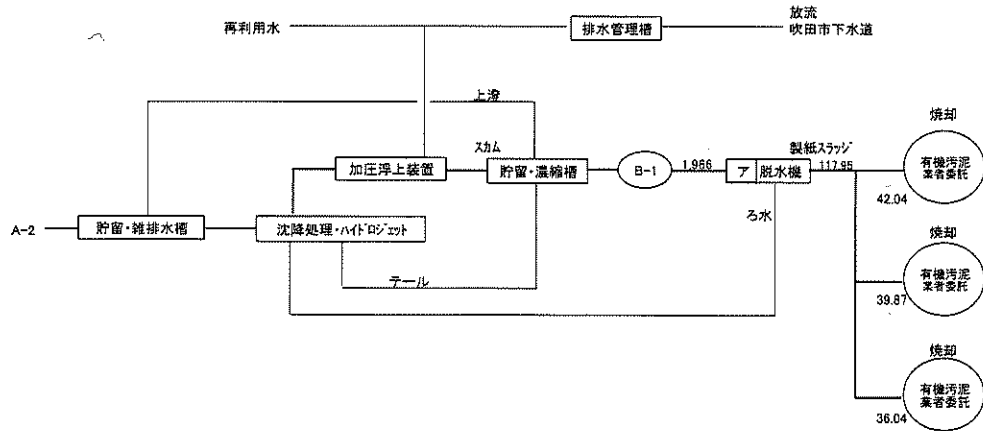
①現状	(これまでに実施した取組) ・委託処理させている産廃処理業者の処理設備の定期的な現地調査を実施し、産廃処理が適正に実施されていることを確認している。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・委託処理させている産廃処理業者に対しては、引き続き定期的な現地調査確認を実施する。 ・委託処理可能な優良認定産廃処理業者の情報収集を行い、優良認定産廃処理業者に産廃処理を委託する。

[産業廃棄物発生工程フロー]

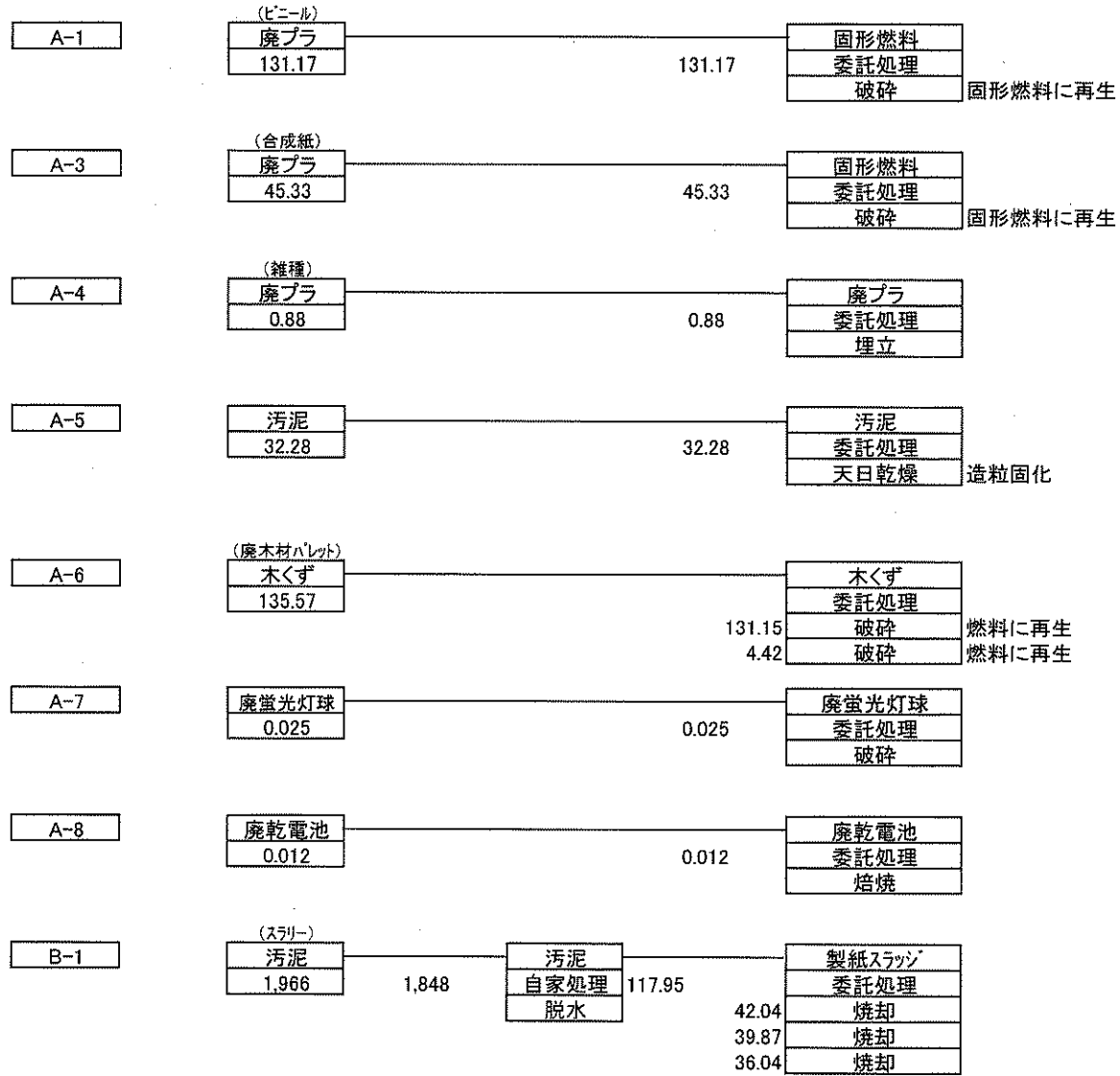
A 紙製造工程



B 排水処理工程



廃棄物処理工程フローシート



【管理体制図】

産業廃棄物処理に係る責任及び管理体制図

総括責任者	所属： 吹田工場 工場長 責任： 廃棄物関係の計画承認、計画推進状況の把握、廃棄物関係業務の統括・承認
廃棄物担当責任者	所属： 吹田工場 生産部長 責任： 廃棄物の管理体制に関する責任者、廃棄物関係業務の計画・企画立案 計画・企画遂行状況の把握及び記録、行政・諸団体の届出、調査事項の窓口
役割	環境管理委員会 工場の課長以上の役職者とEMS事務局で構成、委員長は環境管理責任者 責任： 廃棄物関係の計画・企画の決定、提案事項の審議・決定 計画・企画の推進及び推進状況の把握
	廃棄物処理責任者 所属： 吹田工場 安全環境管理室 責任： 廃棄物関係の計画・企画の遂行状況の把握・管理、廃棄物の適正処理・処分の 管理及び指導、廃棄物関係の法令及び関連事項の情報入手・伝達
	廃棄物処理施設技術管理者 所属： 吹田工場 安全環境管理室 責任： 廃棄物処理施設の維持管理の指導 技術情報の収集及び施設関係者の教育
	廃棄物発生部門管理責任者 責任者： 各部門長 責任： 各部門の目標・計画の推進、業務の指揮・監督及び状況の把握 廃棄物の減量・再利用の推進
	廃棄物管理部門責任者 責任者： 安全環境管理室長 責任： 廃棄物の処理・処分（種類、発生量、処理・処分量）の把握及び記録 委託業者の選定及び契約と確認、社内教育・関連会社等の指導
	廃棄物処理施設管理責任者 責任者： 関連施設担当部門長 責任： 施設の責任者、運転者の指揮・監督、施設の運転・維持管理の記録と保管 廃棄物の処理・処分（種類、発生量、処理・処分量）の記録及び保管
	集積保管責任者 責任者： 部門長の任命による 責任： 現場の適正集積・保管・搬出業務の遂行
	廃棄物部会 工場の全部門長とEMS事務局で構成 責任： 廃棄物関連目標の進捗管理及び必要書類作成、年度目標（案）活動計画（案） 作成、廃棄物パトロールの計画・実施、改善提案、イベント・教育企画等の環境 委員会への報告・提言

